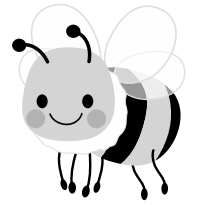


こくほだより



国民健康保険(国保)とは、職場の健康保険や後期高齢者医療に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が加入する保険です。

国保に加入するとき、やめるときは必ず窓口での手続きが必要です。

国保に加入するとき	
こんなとき	必要なもの
会社を辞めた(社会保険が切れた)とき	①～④
国保加入者が飯塚市に転入するとき	②・③
国保加入者に子どもが生まれたとき	②
生活保護を受けなくなったとき	②・③・⑤
【必要なもの】	
①社会保険等の喪失連絡票	
②顔写真がついた身分証(国保証即日交付希望の場合)	
③口座引落しの通帳・届出印(またはキャッシュカード)	
④子ども医療証・障がい者医療証・ひとり親家庭等医療証(対象者のみ)	
⑤生活保護受給証明書(保護廃止決定通知書)	

国保をやめるとき	
こんなとき	必要なもの
新しく会社に勤め始めた(社会保険ができた)とき	①・②
国保加入者が飯塚市外に転出するとき	②・④
国保加入者が亡くなったとき	②・③・④
生活保護を受けるようになったとき	②・④・⑤
【必要なもの】	
①新しくできた保険証	
②国民健康保険証	
③喪主名義の通帳・喪主の認印・葬儀の領収書または会葬礼状	
④子ども医療証・障がい者医療証・ひとり親家庭等医療証(対象者のみ)	
⑤生活保護受給証明書(保護開始決定通知書)	

※本人または同一世帯の方が顔写真付き身分証明書(免許証等)で手続きした場合のみその場で保険証を交付し、その他の場合は郵送になります。

申込みによりマイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

※申込方法の詳細はマイナポータルの特設ページ(<https://myrna.go.jp>)を参照ください。

※すべての医療機関が対応できるわけではありませんので、医療機関へ受診する際にお問合せください。

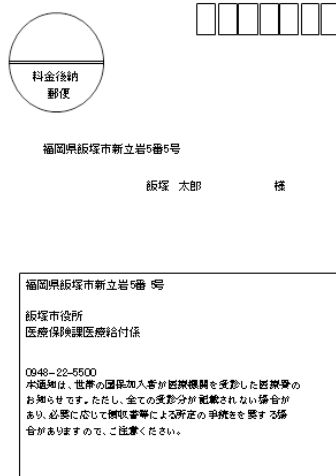
※就職・転職・引越をしても保険証として使えますが、必ず医療保険者へ届出をお願いします。

なお、現在の保険証も引き続き使用できます。

医療費通知のハガキが、確定申告の医療費控除の申請に利用できます。

国民健康保険加入者の皆様に、健康や医療費に対する理解を深めてもらうことを目的として、2ヵ月ごとに各世帯へ「医療費のお知らせ」(医療費通知)を送付しています。ただし、令和4年11月及び12月受診分については、令和5年2月末の送付予定のため、医療費通知到着前に申告する場合は、令和4年11月及び12月分の領収書に基づいて医療費控除の明細書に記載する必要があります。

(医療費通知の記載イメージ)



医療費のお知らせ

令和4年6月11日

被保険者証記号・番号
12345678

受診年月	受診者氏名	医療機関等の名称	入外区分	日数(回数)	医療費の額	患者負担額
0403	飯塚 太郎	〇〇病院	外来	1	2,730	819
0403	飯塚 花子	△△歯科	歯科	2	10,000	3,000
0404	飯塚 花子	□□薬局	調剤	1	6,300	1,890
合計				4	19,030	5,709

<医療費通知の見方(例)>
飯塚太郎さんは令和4年3月に〇〇病院を受診し、総医療費2,730円のうち3割の819円を自己負担しています。

※医療費通知に記載の金額と、領収書の金額が違うことがあります。一致していない場合は、実際に支払った額に訂正して申告してください。なお、医療費控除等の申告に関することは、国税庁ホームページにて確認または税務署へお問合せください。

※医療費通知を紛失した場合、再発行に2週間程度かかりますので、大切に保管してください。

●お問合せ 医療保険課 TEL 0948-22-5500 (☎内線 1033 ~ 1035)